

# 財政健全化計画等執行状況報告書

団体名	長門市
会計名	農業集落排水事業特別会計

## ① 職員数

### (i) 推移表

(単位:名)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計画最終年度 (平成23年度)	平成21年度 計画目標値
計画目標値(A)	5	5	3	3	3	3
実績値(B)	5	6	4	3	3	
乖離値(C) (A-B)	0.0	▲ 1.0	▲ 1.0	0.0	0.0	0.0
乖離率(D) (C/A)	0.0%	-20.0%	-33.3%	0.0%	0.0%	0.0%

### (iii) 実績値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

#### 【平成21年度】

平成20年度まで建設を行った油谷地区について、工事の執行・監理及び順次供用開始による維持管理が必要なため、油谷支所に必要な人員を配置することになったので、1名増となった。また、平成21年度においては、建設工事が完了したものの、引き続き施設の維持管理を行うには、本課での管理は地理的問題により困難なため、本課と兼務という形で油谷支所に2名の人員配置を行うこととなり、1名増となった。

#### 【平成23年度】

平成20年度から農集、漁集も含めて公共下水道事業の所管課の下水道課で維持管理の一元化を図っており、職員の配置については全体の業務量から割り当てを行い、農集・漁集については、平成22年度に当初計画目標の3人と1人を達成して以来、更なる減員は困難であるが、平成23年度においては、三隅地区のマンホールポンプ場の民間委託により全地区においてマンホールポンプ場の完全民間委託が達成でき、結果として、公共下水道での1名減へとつながった。

### (iv) 改善に向けた取組及び今後の見通し

#### 【平成21年度】

平成20年度にて、現在ある計画の全ての事業を完了したので、今後は施設運営の維持管理のみとなる。平成21年度の下半期より油谷地区のマンホールポンプの維持管理を民間委託し、職員の維持管理の軽減を行い、平成22年度以降の維持管理体制の整理統合を図り、目標計画に見合った人員配置となるよう努める。

#### 【平成22年度】

平成21年度末で油谷支所の分室を廃止し、計画目標値の3名の人員配置とした。

## ② 改善額

### (i) 推移表

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	改善額合計	補償金免除額
計画目標値(A)	-	-	7,672	18,916	18,916	45,504	16,000
実績値(B)	-	-	-	-	3,820	3,820	
乖離値(C) (B-A)	0.0	0.0	▲ 7,672.0	▲ 18,916.0	▲ 15,096.0	▲ 41,684.0	▲ 12,180.0
乖離率(D) (C/A)	#DIV/0!	#DIV/0!	-100.0%	-100.0%	-79.8%	-91.6%	-76.1%

### (ii) 要因分析

計画最終年度における 未達成の要因	影響額(単位:千円)					合計	備考	やむを得ない 事情
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
使用料改定時期の延期			7,672	18,916	18,116	44,704		14
合計	-	-	7,672	18,916	18,116	44,704		
うち、やむを得ない事情	-	-	7,672	18,916	18,116	44,704		

### (iii) 実績値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

#### 【平成22年度】

使用料については、現在、合併前の旧市町の使用料金となっておりその統一も含め、当初計画策定時には平成21年度からの料金改定実施を予定していた。しかし、平成21年度4月の首長選挙により交代した首長が公共下水道事業との関連もある都市計画税の撤廃を公約に掲げられており、都市計画税の見直しと一体となった使用料改定が望ましいこととなった。その都市計画税の見直しと合わせる形となったため、下水道使用料の見直し実施も先送りとなった。

#### 【平成23年度】

料金改定については、首長交代による都市計画税の減額とセットで議論されたため、平成23年10月使用分の平成23年12月分料金から合併前旧市町での格差是正に向けた第一段階の料金見直しを行ったが、実質的な改定に伴う影響額は年度途中で少額に終わった。平成23年度では1,300千円の増。通年ペースでは4,000千円~4,500千円程度となる。

**(iv) 改善に向けた取組及び今後の見通し**

**【平成22年度】**  
 この度、都市計画税の見直しについては、平成23年3月議会において、改正条例が可決し、税率を1000分の3から1000分の1.5へ半減させることとなった。また、これに合わせて、下水道使用料の改正条例も可決され、料金改定も実施されることとなった。なお、住民への周知期間は半年は必要とされたことから、平成23年10月から実施することとなったため、平成23年度の改善額も大幅に縮小され、計画目標値の達成は困難となる見込みである。

**【平成23年度】**  
 料金改定は平成23年10月使用分、平成23年12月料金分から改定を行った。(実質改定率9.1%)平成23年度は年度途中ということで、1,300千円の影響額しかでなかったが、平成24年度以降通年ベースでは4,000千円～4,500千円程度を見込んでいる。  
 今後、平成26年度に第二段階の料金改定、平成28年度に統一料金への完全移行に向けて順次進めていく。また、平成24年9月に平成25年度から平成27年度まで3年間をかけて平成28年度に公営企業会計への移行(法適化【財務適用】)及び平成30年度に上下水道組織の統合、下水道事業の法適化【全部適用】の検討に入った。平成30年度に上下水道組織の統合と合わせて、上下水道の各施設の包括民間委託の導入に向けた個別協議に入る。

**(v) 改善方針の進捗状況**

**【平成22年度】**  
 最終的には使用料金の統一を目標に、まずは、料金の低い長門地域を中心に料金改正を行うことで、平成22年9月に下水道審議会を開催し、原案通りでの答申を受けたので、平成23年3月市議会で条例改正を行った。  
 滞納世帯への催告状を9月及び3月に発送した後、徴収に携わる職員以外にも課全体の職員を班編成し、使用料徴収を行い徴収率向上に努める。  
 また、平成21年度10月から油谷地区、平成22年度4月から長門地区及び日置地区、平成23年4月から三隅地区のマンホールポンプ場の維持管理を民間委託し、職員の維持管理の軽減を行い、維持管理体制の整理統合を図り、適正な人員配置を行ったところである。

**【平成23年度】**  
 平成23年10月使用分、12月料金分から第一段階の統一料金に向けた改定を行った。また、平成23年度に三隅地区のマンホールポンプ場の維持管理の民間委託を行ったことにより維持管理費として2,520千円の改善を達成し、全地区で公共下水、農集・漁集全般のマンホールポンプ場の完全民間委託が実施できた。

**③ 公営企業債現在高**

**(i) 推移表**

(単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計画最終年度 (平成23年度)	計画前年度 (平成18年度)
計画目標値(A)	4,530	4,428	4,223	3,996	3,764	4,477
実績値(B)	4,503	4,412	4,205	3,964	3,702	
乖離値(C) (A-B)	27	16	18	32	62	775
乖離率(D) (C/A)	0.6%	0.4%	0.4%	0.8%	1.6%	17.3%